

酒々井町農業委員会 1 月総会会議録

平成 31 年 1 月 7 日 (月)

分庁舎 2 階第 1 多目的室

午後 2 時 58 分から午後 4 時 19 分まで

局長 それでは定刻前ですが、始めさせていただきたいと思います。始めに年始の挨拶をさせていただきたいと思います。明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。それでは、会議に先立ちまして、親睦会から連絡事項がございましたらお願ひします。

<綿貫親睦会長>

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願ひいたします。

会長 改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。さて、農業委員会の業務も年々難しくなっており、総会前に開催された会議では、農地中間管理機構を積極的に利用するようにとのことでしたので報告します。ただいまから平成 31 年 1 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 4 件、その他 4 件ですので、よろしくお願ひします。

局長 次に次第には新年初めの総会ということで、町長にご挨拶いただく予定でしたが、公務のため総会には出席いただけませんが、本日、芝野参事にご出席いただいておりますのでご挨拶をお願ひします。

<芝野参事あいさつ>

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長にお願ひいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、7 番飯田隆男委員、8 番相京文夫委員を指名します。また、書記に事務局の高橋主任主事を任命します。

議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についての整理番号 1 から 7 について、再設定ですので、一括して事務局より説明願ひします。

局長

第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号1から7について、説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。先ず整理番号1についてですが、貸付者は、本佐倉在住者、借受者も同じく、本佐倉在住者です。設定場所は、本佐倉及び印旛沼新田の農地4筆で、地目は田、面積は合計で6,689㎡、利用計画は田です。利用権の種類は使用貸借権です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成21年2月1日から10年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は10年ということです。位置につきましては、2ページ、3ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の4ページをご覧ください。整理番号2についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,416㎡、利用計画は田です。賃借料は、26,450円で、10a当たり18,679円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成28年2月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、5ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の6ページをご覧ください。整理番号3についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨の農地2筆、地目は田、面積は合計で1,217㎡、利用計画は田です。賃借料は、15,000円で、10a当たり12,325円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成28年2月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、7ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の8ページをご覧ください。整理番号4についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨の農地、地目は田、面積は650㎡、利用計画は田です。賃借料は、13,000円で、10a当たり20,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成28年2月1日から3年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は5年ということです。位置につきましては、9ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の10ページをご覧ください。整理番号5についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者は、酒々井町に住所を有する法人です。設定場所は、墨の農地、地目は田、面積は2,170㎡、利用計画は田です。賃借料は、36,890円で、10a当たり17,000円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、今回は、平成29年2月1日から1年間設定されておりました。

たが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は1年ということです。位置につきましては、11 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 12 ページをご覧ください。整理番号6 についてですが、貸付者は、墨在住者、借受者も同じく、墨在住者です。設定場所は、墨の農地で、地目は田、面積は 2,492 m²、利用計画は田です。賃借料は、46,550 円で、10a 当たり 18,679 円です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 28 年 2 月 1 日から 3 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、13 ページの位置図をご覧ください。続きまして、資料の 14 ページをご覧ください。整理番号 7 についてですが、貸付者は、中川在住者、借受者は、上岩橋在住者です。設定場所は、中川の農地 10 筆、地目は田、面積は合計で 8,510 m²、利用計画は田です。賃借料は、約 12 俵で、10a 当たり 1.5 俵です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 2 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来たことから再度設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、15 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせて頂きます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員から補足説明等ありましたらお願いします。整理番号 1 は秋葉推進委員よりお願いします。

秋葉推進委員 特にありません。

議 長 整理番号 2 から 6 は高崎推進委員よりお願いします。

高崎推進委員 再設定で、皆しっかりと耕作していますので問題ないと思います。

議 長 整理番号 7 は小坂推進委員よりお願いします。

小坂推進委員 再設定で、借受者も一所懸命に耕作していますので問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決につきましては、

整理番号ごとに行います。初めに、農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 続きまして、農用地利用集積計画の整理番号5について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号5につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号6について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号6につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、農用地利用集積計画の整理番号7について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号7につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 続きますして、第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、事務局より説明願います。

局 長 第1号議案 農用地利用集積計画についての整理番号8について、説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も同じく、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地で、地目は畑、面積は1,626㎡、利用計画は畑です。賃借料は、8,130円で、10a当たり5,000円、設定期間は、10年の新規ということです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。位置につきましては、17ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は小坂推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたら願います。

小坂推進委員 貸付者の畑は数年休耕しています。遊休農地解消の面でも良い話なので問題ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたら願います。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。それでは、第1号議案 農用地利用集積計画の整理番号8について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

局長 挙手全員です。

議長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号8につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議長 次に、第2号議案 農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。

局長 第2号議案 農地法第3条許可申請について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。譲受人は、上岩橋在住者、譲渡人は、千葉市在住者です。申請地は、上岩橋の農地で、地目は田、面積は917㎡です。申請理由ですが、譲受人は、農業経営の規模拡大、譲渡人は相続財産を管理しており、今回の申請地を売却したいとのことです。譲受人の経営面積は、田と畑で50a以上の面積要件を満たしております。作付作目は、米で、権利の種類等は、所有権移転です。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂推進委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。位置につきましては、19ページから20ページの位置図、公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は小坂推進委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 譲渡人は農地の維持管理に苦勞しており、本申請地を売却したいと考えていました。譲受人も申請地近辺を耕作しており特に問題ないと思います。

議長 地区担当推進委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等ございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 特にないようですので、これから採決を行います。第2号議案 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方は挙手願います。

- 局長 挙手全員です。
- 議長 挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請につきましては、許可することに決定します。
- 議長 次に、第3号議案 農地法第5条許可申請についてを議題とし、事務局の説明をお願いします。
- 局長 第3号議案 農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。本案件は、平成27年7月15日付千葉県印農指令第652号-191で太陽光発電施設として許可がありましたが、当時、資金面で許可を一旦取り下げたため、今回改めて申請されたものです。なお、隣接農地の139番及び140番も同日付けで太陽光発電施設として許可がありましたが未着工で、今回の施設と併せて工事を行うとのことです。譲受人は、東京都中央区に住所を有する法人、譲渡人は、墨在住者です。申請地は、墨の農地で、地目は田、面積は1,061㎡です。申請理由は太陽光発電所で、権利の種類等は賃借権の設定です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。22ページ、23ページの位置図と公図を参考にいただければと思います。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、平成31年3月1日着工、平成31年5月30日完了予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省の発電認可書及び東京電力の電力受給契約申込書の写しが添付されています。計画面積の妥当性については、必要最小限の面積であり問題ありません。周辺農地の営農への支障については、開発区域と周囲には高低差を設けないため土砂の流出・崩壊は起こらないほか、雨水については吸水性防草シート等により、従前同様、敷地内自然浸透で処理します。また、太陽光発電システムは高さ1.3m以下なので日照・通風に影響はなく、特に営農への支障はないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。
- 議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、木我委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。
- 木我農業委員 平成27年に1回現地確認をしている場所ですが、許可後着工せずそのまま空き地になっています。息子さんも勤め人で農地を耕作していないので、問題ないと思います。

議 長 地区担当農業委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。それではこれから現地確認を行います。なお、現地確認後10分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

<現地確認>

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開いたします。先ほど現地を確認しました農地法第5条許可申請について、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

<申請代理人 入室>

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。申請代理人の方ですか。

申請代理人 はい、そうです。申請代理人の〇〇〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請代理人 私ども〇〇〇〇〇〇〇は太陽光発電施設を建設し売電していますが、それに適した農地、山林、宅地も含めて地主さんから土地を借りて営業を行っています。申請地の周辺も回りましたが、申請地所有者の〇〇〇〇さんから「現在耕作していないので用地として使ってよいですよ」という話を頂きましたので、20年間賃借しまして、太陽光パネル296枚を設置し、20年間の売電を計画しております。

議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

綿貫農業委員 賃借権の設定となっておりますが、地上権の設定は行わないのですか。

申請代理人 私どもとしては地上権を設定したいのですが、地主さんの意向で賃借権の設定としております。

議 長 他にありませんか。他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

<申請代理人 退室>

議 長 それでは、第3号議案 農地法第5条許可申請について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、第4号議案 農地法第52条の規定による情報の提供についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第4号議案 農地法第52条の規定による情報（賃借料情報）の提供について説明させていただきます。資料の27ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定に基づきまして、農地の実勢賃借料の平均値、最高・最低値を公表しようとするものでございます。公表する賃借料につきましては、通常1年間に締結された農用地利用集積計画等による賃借料を用いることとされておりますことから、平成30年中に公告された農用地利用集積計画による賃借料及び農地法第3条による賃借料を基に作成いたしました。なお、米による賃借料の支払いの場合は、成田市農協の買い取り価格を勘案し、1俵当たり14,000円に換算し算定いたしました。また、周知方法といたしましては、町掲示板への告示及びホームページ、農業委員会だよりへの掲載を予定しております。平成30年分酒々井町賃借料情報でございますが、田の部の平均額は17,174円で前年より873円高くなりました。最高額は21,000円で6,000円安くなり、最低額は7,000円で2,464円安くなりました。データ数は25件でした。畑の部でございますが、平均額は8,100円で前年より903円高くなりました。最高額は8,200円で前年より200円高くなり、最低額は8,000円で前年より2,967円高くなりました。データ数は2件でした。次ページに公表しようとする案を作成いたしましたので、ご検討くださいますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第4号議案 農地法第
52条の規定による情報の提供について、事務局案のとおりとすることに
賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 挙手全員でございますので、案をとりまして、周知することとします。

議 長 次に、その他の(1)平成30年農地法等許可届出実績について、事務局
より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

(質問、意見等あり)

議 長 他にないようですので、次にその他の(2)農地の利用状況調査結果につ
いて、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたら
お願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次に、その他の(3)平成30年度農業委員会視
察研修会について、事務局より説明をお願いします。

<事務局説明>

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、次にその他の(4)について事務局から何かありましたらお願いします。

<千葉県農業改良普及事業70周年記念大会について>

<集落営農先進地視察研修について>

<農業委員会活動記録ノートの提出依頼について>

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 6日の水曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、6日の水曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。特にないようなので、来月の総会は、6日の水曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。